

議員各位

総務厚生常任委員会

委員長 金子 恵

委員長報告書

総務厚生常任委員会に付託された議案等の審査結果について、会議規則第41条の規定により報告いたします。

1.審査期間：令和4年12月12日～13日

2.付託された議案等

議案番号	件名	結果
63	長与町情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例	全会一致 可決
64	長与町個人情報保護法施行条例	賛成多数 可決
65	長与町個人情報保護法施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	全会一致 可決
66	長与町行政不服審査会条例	全会一致 可決
67	長与町情報公開・個人情報保護審査会条例	全会一致 可決
68	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	全会一致 可決
69	長与町情報公開条例の一部を改正する条例	全会一致 可決
70	長与町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	全会一致 可決
71	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	全会一致 可決
72	長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	賛成多数 可決
73	町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例	賛成多数 可決
74	長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	賛成多数 可決

議案番号	件 名	結 果
7 5	長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	全会一致 可 決
7 6	長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	全会一致 可 決
7 7	長与町駐車場事業特別会計設置条例を廃止する条例	全会一致 可 決
7 9	令和4年度長与町一般会計補正予算（第7号）	全会一致 可 決

総務厚生常任委員長報告

審査日	令和4年12月12日～13日							
出席委員	金子 恵	松林 敏	安部 都	内村 博法	安藤 克彦	岩永 政則	西岡 克之	堤 理志
説明員	関係所管管理職並びに職員							

議案第63号 長与町情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例

【提案理由・主な内容】

本条例は「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」第13条第1項の規定に基づき、条例等に基づく手続きにおける情報通信技術の利用を可能とし、手続等に係る関係者の利便性の向上、並びに行政運営の簡素化及び効率化を図ることを目的として制定するもの。同法に準じて、条例等を個別に改正することなく行政手続きのオンライン化を可能とするもの。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：電子申請はどれくらいの利用があると見込んでいるのか。また、行政の運営の効率化はどれほど見込んでいるのか。

答弁：1,300手続ぐらいがあるだろうという確認をしている。また、オンライン手続をすることで来庁する必要がなくなる。添付書類が省略できる。来庁時間を気にすることがないことなどが上げられる。

質疑：通則法と今回の条例。それぞれの規定はどちらが優先するのか。

答弁：規定がされているものについては、「この条例の適用から除く」ということであり、重複するということは考えていない。

質疑：本人確認はマイナンバーカードでしかできない仕組みになっているのか。

答弁：必ず認証局に通信をして確認をする。そこで認証され活用するという制度、仕組みになっている。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第64号 長与町個人情報保護法施行条例

【提案理由・主な内容】

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条の規定により、個人情報の保護に関する法律において、地方公共団体における個人情報の保護に係る規律が一元化されることに伴い、現在、本町の個人情報保護を規律する長与町個人情報保護条例を廃止し、新たに制定するもの。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：開示決定について、上位法の30日以内が、本町の条例では15日以内

となっている。一般的に上位法を優先すると思うが、町独自で15日以内と定めることが可能なのか。

答弁：個人情報保護委員会に確認をし、町の方で変更することが可能ということで了解を得ている。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決した。

議案第65号 長与町個人情報保護法施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

【提案理由・主な内容】

長与町個人情報保護法施行条例の施行に伴い、長与町個人情報保護条例を廃止するため、同条例を引用する条例中の字句の整理を行うもの。施行期日を令和5年4月1日としている。

以上の説明があった。

【主な質疑】

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第66号 長与町行政不服審査会条例

【提案理由・主な内容】

処分又はその不作為に関する審査請求について、裁決の客観性・公正性を確保するため、町長の諮問に応じ、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含めた審査庁の判断の妥当性について調査・審議し、答申するもの。また、現行の長与町行政不服審査会条例を廃止する旨を規定している。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：識見を有する者とはどのような人か。

答弁：元行政職員、弁護士等に依頼しようと思っている。

質疑：行政不服審査会と情報公開・個人情報保護審査会は同じ人に委嘱することもあり得るのか。

答弁：委員については、兼ねることが可能となっている。しかし、今回二つに分けた理由として、行政不服審査会と情報公開・個人情報保護審査会では、行政調査の手続や元になる法律が異なり、審査の進め方が違うため、個人情報保護法の改正に伴い、別々に委員会を整理していく。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第67号 長与町情報公開・個人情報保護審査会条例

【提案理由・主な内容】

現行の長与町行政不服審査会を、行政不服審査会と情報公開・個人情報保護審査会の二つの機関に改め、情報公開制度及び個人情報保護制度に係る開示決定等に対する審査請求の諮問を受ける機関として、長与町情報公開・個人情報保護審査会を設置するもの。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：情報公開・個人情報保護審査会の権限であるインカメラ審理及びヴォーンインデックスとは何か。

答弁：インカメラ審理とは、個人情報の中でも極めてプライバシー性の高い情報を実際に見聞することができること。ヴォーンインデックスとは、審査会が調査審議をするため、分類整理した資料を提出することを求めることができるというものである。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第68号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由・主な内容】

長与町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定にあたり、同審査会の委員が地方公務員法第3条第3項第2号に規定する特別職の職員で非常勤のものとして委嘱をされることから、その報酬についての規定を設けるもの。審査会の会長に対する報酬額を1万1,200円、委員に対する報酬額を9,900円としている。これは、審査請求に対する諮問を受ける機関であることや、委員に課される秘密保持義務及び罰則についても共通するものであることから、行政不服審査会の委員に係る報酬額と同額としている。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：どちらの審査会も5人以内となっている。現在何人いるのか。

答弁：弁護士1人、学識経験者大学教授1人、行政経験者2人の4人いる。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第69号 長与町情報公開条例の一部を改正する条例

【提案理由・主な内容】

個人情報保護法制度一元化及び長与町個人情報保護法施行条例の施行により、保有個人情報の開示の実施に関する規定が再編成されたことに伴い、本町の公文書の開示の実施について、また規律する情報公開条例において、規定の整合性を図るもの。

以上の説明があった。

【主な質疑】

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第70号 長与町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由・主な内容】

地方公務員法等の改正に伴い、令和5年度から職員の定年を60歳から65歳に段階的に引き上げ「管理監督職勤務上限年齢制」及び「定年前再任用短時間勤務制」を導入するほか、定年を延長する職員の給料月額を60歳時の7割水準にする措置するなど、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援を図るため、国と同様の制度を設けるもの。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：今後10年間はやめる人数、採用人数も少なくなると思うが長期的に考えた採用計画はどうなるのか。

答弁：退職者がいない年も採用しないということではなく、毎年2人、3人という形で、継続的に募集をかけていく。そこは活性化を図るためにも毎年継続した雇用をしていくように計画をしている。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第71号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

【提案理由・主な内容】

地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、地方公務員の定年が65歳に引上げられることを受け、定年引上げ後の関係条例について所要の改正を行うもの。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：役職定年とは何歳か。

答弁：60歳である。

質疑：条例内の学校職員とは、誰を指しているのか。

答弁：県費負担の教職員は除き、町独自で学校で勤務するために任用される職員が対象。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第72号 長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第73号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第74号 長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由・主な内容】

議案第72号から議案第74号については、関連するので一括で議案の説明を受けた。町議会議員及び町三役の期末手当の支給割合について、国家公務員の特別職の期末手当に係る改定に準じて改正を行うもの。内容は期末手当の支給割合を0.05月分引上げ、総支給割合を3.3月分とするもの。また、6月及び12月の期末手当に係る支給割合を平準化するため、それぞれ100分の165に改めるもの。

【主な質疑】

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、議案第72号から議案第74号については、賛成多数で可決すべきものと決した。

議案第75号 長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由・主な内容】

人事院勧告の内容に準じて、町職員の勤勉手当における支給割合及び給料月額改定を行うもの。令和4年8月の人事院勧告において民間給与との格差を埋めるため、初任給及び若年層の給料月額を引き上げるとともに、勤勉手当の支給割合を引き上げる改定がなされている。長崎県人事委員会においても同様の改定がなされており、本議案はこれらの勧告に準じ、条例改正を行うもの。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：人事院勧告が出された後に、年によっては臨時会、または定例会に議案を提出するなどばらつきがある。その違いはどうやって発生するのか。

答弁：令和2、3年度は、期末手当の減額改定だったため遡及適用ができず、議決後から支給する期末手当から反映させる必要があったため、支給の基準日より先に議決の必要があった。逆に増額改定の場合、4月に遡って追加支給が可能となる。そのため、一時金の支給は条例改正前の支給率で一旦支給をし、議決後に増額改定後の月例給と合わせ、差額が生じたものを別途支給することになるため、議決の時期を分けている。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第76号 長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由・主な内容】

令和4年8月の人事院勧告における給料月額の上上げに伴い、会計年度任用職員の報酬基準月額の改定を行うもの。

【主な質疑】

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第77号 長与町駐車場事業特別会計設置条例を廃止する条例

【提案理由・主な内容】

長与町駐車場事業の円滑な運営とその経理の適正化を図ることを所期の目的とし、昭和54年6月に設置をした。駐車場建設の際、事業費に充てるため、約1億2,000万円の起債のうち、5,990万円を公営企業金融公庫から借入れた。その際、特別会計を設置し、一般会計と区分したという経緯がある。起債については、平成11年度に全額償還を完了。その後も、特別会計を継続してきたが、特別会計において経理する必要がないとの判断に至ったため、今後は一般会計へ事業を継承する中で、町が行う事業の一つとして運営し、令和4年度で特別会計設置条例を廃止するもの。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：この条例により特別会計をなくすことで、経費的な削減はどのくらい行われ、どのくらい見込めるのか。

答弁：経費として削減できる分は、決算書の印刷費くらいである。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第79号 令和4年度長与町一般会計補正予算（第7号）

【提案理由・主な内容】

総務部総務課では、職員全体の人件費のみの補正を行っており、一般会計の常勤職員が1名増と人勸による増額などで、給与費と共済費合計で878万6千円の増額。契約管財課では、燃料費高騰等により需用費238万6千円の増額。情報政策課では、財務会計システムの改修委託で96万8千円の増額。地域安全課では、ふれあいセンター並びに南交流センターの需用費を燃料費の高騰と利用者数の増加により増額。

企画財政部政策企画課では、債務負担行為で複合施設設計業務委託料1億2,005万4千円を計上。歳入では新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金5,295万7千円の増額。財政課では、財政調整基金として繰越金1億6,855万円の増額。

住民福祉部こども政策課、高田保育所では、過年度児童虐待防止対策支援事業補助金返還金762万9千円、電気料金等高騰分に対する支援として、児童発達

支援事業所・放課後等デイサービス事業所8事業所への補助。高田保育所では、空調の室外機の故障のために修繕料などの増額。住民環境課では、人勧による人件費の増額など。福祉課では、電気料金等高騰分に対する支援として障害福祉サービス施設等原油価格・物価高騰緊急支援補助金などを計上。

健康保険部健康保険課では、医療機関等電気料高騰緊急支援補助金は、エネルギー等物価高騰の影響を受けている医療機関等に、電気代高騰分の一部を補助するもので、対象施設は96施設など。介護保険課では、地域介護・福祉空間整備等交付金は非常用自家発電設備の整備を行うため、特別養護老人ホーム1施設に補助。長与町介護サービス施設等原油価格・物価高騰緊急支援補助金は、原油価格、物価高騰の影響を受けた介護サービス施設等の負担軽減を図るための補助など。

以上の説明があった。

【主な質疑】

総務部

(契約管財課)

質疑：入札で決めた電気料金の単価が変更される理由は何か。

答弁：電力に関する基本部分の入札になる。価格が変動する部分は一般家庭と同様に、変動しているため料金も高くなっている。

(地域安全課)

質疑：長与南交流センターはガス使用料と電気使用料の増額の幅はガスが圧倒的に多い。何か特徴があるのか。

答弁：空調設備をガスで賄っているため、今回ガス料金が高騰したことにより大きな影響を受けている。

総務課、情報政策課では、特記すべき質疑はなかった。

企画財政部

(政策企画課)

質疑：複合施設設計業務委託の設計業者は地域を問わず、広く公募をするのか。

答弁：地域は問わない。審査基準で、選定の過程で契約候補者になる事業者は、審査で最も高い点数がついた所を選定する予定となっている。その加点の要素として、地域精通度を入れる可能性があり、地元の実績があるという部分については加点になるということも検討している。

質疑：プロポーザル審査会の外部有識者とは、どのような人材が想定されるのか。

答弁：大学教授等の専門的知識を持った人を考えている。

質疑：パブリックコメントを集める中で色々な意見があった場合、修正が必

要になってくると思う。最終的なプロポーザルに向けての資料はいつできるのか。見る機会があるのか。

答弁：現在、複合施設の整備基本計画については、パブリックコメントを12月19日まで実施する予定。その中で出てきた意見等を取り入れて修正したものを年内には公表する予定にしている。また、1月中旬ぐらいには、プロポーザルの公告を予定。その中で、実施要領等については確認できる予定になっている。

財政課では、特記すべき質疑はなかった。

住民福祉部

(こども政策課・保育所)

質疑：過年度の児童虐待防止対策事業、支援事業補助金の返還をするということだが、内容は何か。

答弁：見守り強化事業ということで、食糧支援、物資支援、体験学習等を行うことによって、見守りを強化している。

質疑：幼稚園、認定こども園などバスを運行していて、燃料費の高騰で苦労しているという声を聞いた。今回、検討しなかったのか。

答弁：近隣の市町村の物価高騰の補助の状況等も調べた。その結果、県の補助の上乗せを考え、今回は電気料を補助することになった。その高騰した分が一番困っているという声があった。

質疑：高田保育所のエアコン室外機2台中、1台が壊れたとのことだが、子どもたちの健康を考え、予備費での対応はできなかったのか。

答弁：残る1台で使用はできていた。しかし、今後は安全面を検討し、予備費等の充用等も検討していく。

住民環境課、福祉課では、特記すべき質疑はなかった。

健康保険部

(介護保険課)

質疑：長与町介護サービス施設へ、原油高騰により電気使用料を補助しているが、現在どのくらいの施設があるのか。

答弁：入所系、通所系を合わせ49事業所になっている。

健康保険課では、特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。